

野々市市立富陽小学校 いじめ防止基本方針

平成 26 年 5 月策定
(令和 8 年 (2026) 4 月改定)

—目次—

- 1. いじめの問題への基本姿勢・・・・・・・・・・ 2
- 2. いじめの未然防止のための取組・・・・・・・・ 3
- 3. いじめの早期発見のための取組・・・・・・・・ 4
- 4. いじめの再発防止のための取組・・・・・・・・ 6
- 5. いじめ未然防止、早期発見・早期対応・再発防止の年間計画
・・・・・・・・ 8
- 6. いじめ問題発生時の対応・・・・・・・・・・ 9

1. いじめの問題への基本姿勢

(1) いじめの定義

いじめ防止対策推進法：第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

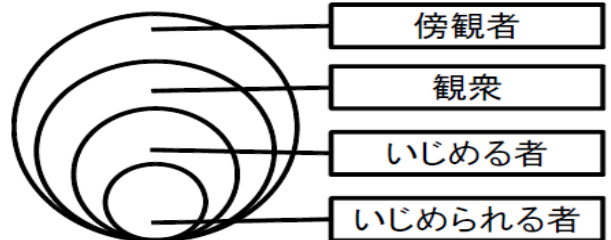
(2) いじめの理解

ア 「いじめは笑いに隠される」

いじめ被害者は、自分がいじめられている（辱められている・貶められている）という事実を認めたくないし、早く逃れたいと願っている。そのため、いじめという行為を”冗談”や”遊び”に転化させたいという気持ちが働き、ひどいことをされても軽微に見せかけようとしたり、笑ったりして、「自分は大丈夫だ」「心配ない」ということを、周囲や自分自身に示そうとする。しかし、このことが逆に、いじめ行為を維持・悪化させることにもなり、教職員によるいじめ発見を難しくさせることがある。また、加害者から「あれは遊びだった」「あいつも喜んでいた」という逃げ口上を生むことにもなる。さらに、いじめの早期発見ができなかった教職員自身の逃げ口上にもなりえる。被害者が笑っていた、楽しそうにしていたからといって、「いじめではない」と捉えずに、行為そのもので判断することが大切である。

イ いじめの四層構造

いじめは、「いじめる者」と「いじめられる者」という二者関係だけで成立しているのではなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在によって成り立っており、傍観者の中からいじめを抑止する「仲裁者」が現れるような学級経営を行うことが大切である。



ウ いじめの態様

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・ネットにより誹謗中傷や嫌なことをされる。

(3) 平時からの基本姿勢

ア いじめは、「どの児童にも、どの学校でも、起こりうる」ものである。全員を対象とした未然防止の取組を行うことが、最も合理的で最も有効な対策であることを認識する。

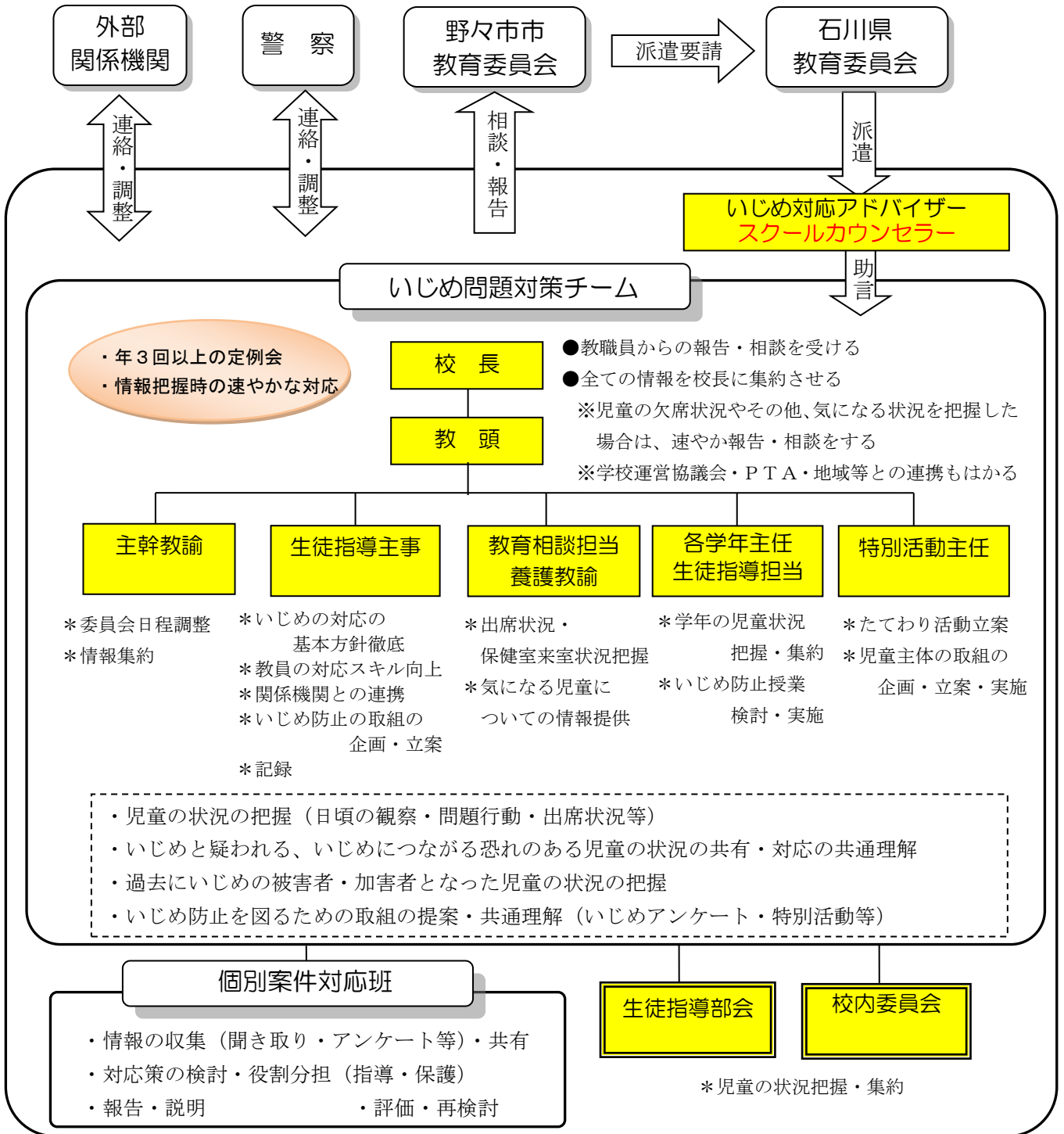
イ 教職員は日頃から、互いの人権を尊重しながら話し合い、人権感覚を磨いていく。

ウ 「いじめは人間として絶対に許されない」「いじめられている児童については、学校が徹底して守り通す」という意識を学校教育全体を通じて、教職員が児童一人一人に示す。

エ 教職員の言動が、児童に大きな影響力をもつことを十分認識し、教職員自身が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないようにする。

オ いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気づかないところで、陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを認識する。

(4) いじめ問題対策チームの組織・活動内容



2. いじめの未然防止のための取組

(1) 安心できる授業づくり

- ・「ぐう・ぺったん・ぴん」で学びに向かう姿勢をつくり、互いを尊重して聴きあうことを徹底する。
- ・「失敗」「わからない」「忘れた」を大事にし、安心感が感じられるようにする。
- ・自己決定の場を与えられるようにネームプレートを活用したり、選択肢を与えたりする。
- ・共感的な人間関係づくりのためにグループやペア交流等の場を設定する。
- ・「わかった」「できた」が実感できるような授業づくりに努める。
- ・自己の変容に気づくことができる振り返りを工夫する (時間の確保、観点)。

(2) 温かな学級・学校づくり

- ・常に道徳の時間を要とした教育活動全体を通じて、命を大切に作る心、他を思いやる心、多様性を認める心、自律の心が育つ指導を充実する。
- ・発達段階に応じて「いじめの4層構造」を指導し、加害者はもちろんのこと観衆や傍観者にもなってはいけないことを指導する。加害者、観衆、傍観者になりそうなどきにも周りの大人に相談することを指導する。
- ・エンカウンター等、つながりをつくる機会を設定し、自己理解、他者理解につなげる。
- ・学級会活動（1）を月に1度は実施し、自分たちの学級は自分たちでよくする意識を育てる。
- ・クラブ活動、なかよしタイム（異学年交流活動）や集団登校班の活動において、思いやりや感謝の心を育て、上級生にはそこで自己有用感が感じられるようにする。
- ・児童会活動等において、いじめ・差別などを許さない意識を高める取組を行う。
（温かな言葉遣い、挨拶、廊下歩行、正しい身だしなみ、チャイムスタートの取組も含む）
- ・総合的な学習の時間、生活科を中心に幅広い世代や多様な人と関わる機会を設け、様々な方から学ぶことの意義を感じさせられるようにする。

(3) 家庭、地域との風通しのよい環境づくり

- ・アンケート調査の結果やいじめ防止基本方針の概要を保護者や地域に周知するとともに、地域全体でいじめの問題に取り組む気運を高める。
- ・スマートフォンや通信型ゲーム機等の取扱いに関する指導の徹底について、教職員及び保護者の間で共通理解を図る。また、スマートフォンや通信型ゲーム機等を介した誹謗中傷等への適切な対応に関する啓発や情報モラル教育等についての指導を一層充実する。
- ・インターネット上のトラブルやSNSの使い方について、保護者や地域の方も交えた学習会、交流会等を充実する。

3. いじめの早期発見のための取組

(1) 小さなサインを見逃さない校内連携体制の充実

- ・いじめ発見ポイントを活用し、全教職員が日常的に行いアンテナを高くし、異変を感じたら場合は生徒指導主事や管理職に報告する。
- ・定期的なアンケートの実施（いじめアンケート、心と体のアンケート）等、多様な方法で児童のわずかな変化の把握に努める。
年間3回（6月・11月・2月）のいじめアンケートの際には、気になる児童との面談を実施し、情報を収集するとともに担任とのつながりをつくるようにする。
- ・いじめアンケートを行わない月には心と体のアンケートを実施し、児童の困り感に寄り添う。
- ・欠席や遅刻、ケガに対して以下の対応をし、家庭と連携しいじめの早期発見、早期対応につなげる。
 - ①理由がはっきりしない欠席の場合は、午前中に家庭に連絡をする。
理由が明確でも2日以上欠席が続いたときは家庭連絡をする。
 - ②児童の欠席が3日以上続いているとき、または連続ではなくても以前よりも欠席が多くなっているときには、養護教諭、学級担任、生徒指導主事、管理職が情報を共有し対応について話し合う。
 - ③保健室で手当てを受けたこと等を報告することをきっかけにして、保護者と風通しのよい関係をつくっておく。

(2) 教育相談体制の充実

- ・全校に向けて困ったときには、SOSを出すことが大事であることを指導する。
SOSを出す相手として、担任以外の教職員、相談箱、教育相談員、スクールカウンセラー、相談窓口チャットボット等の存在を知らせる。
- ・友達からSOSを受け取った場合や異変を感じた場合には、口止めをされたとしても周りの大人に伝えること、秘密は守ることを指導しておく。
- ・SOSの出し方教育を行い、悩みを抱え込まずに誰かに話すことを指導したり悩みを聞いてくれる諸機関を紹介したりする。
- ・悩み事の相談ポストを職員室前と「ふようこどものひろば」に設置し、SOSの出し方の選択肢を増やす。

(3) 学校でわかるいじめ発見のポイント

ア いじめられている児童が学校で出すサイン (※印 無理にやらされている可能性のあるもの)

発見の機会	観察の視点 (特に、変化が見られる点)	
朝の会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 遅刻・欠席が増える ○ 表情が冴えず、うつむきがちになる 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 始業時刻ぎりぎりの登校が多い ○ 出席確認の声が小さい
授業開始時	<ul style="list-style-type: none"> ○ 忘れ物が多くなる ○ 用具、机、椅子等が散乱している ○ 一人だけ遅れて教室に入る 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 涙を流した気配が感じられる ○ 周囲が何となくざわついている ○ 席を替えられている
授業中	<ul style="list-style-type: none"> ○ 正しい答えを冷やかされる ○ 発言に対し、しらげや嘲笑が見られる ○ 責任ある系の選出の際、冷やかし半分に名前が挙げられる ○ ひどいアダ名で呼ばれる ○ 集団行動を嫌がる 	<ul style="list-style-type: none"> ○ グループ分けで孤立することが多い (机を合わせないなど) ○ 保健室によく行くようになる ※ 不まじめな態度で授業を受ける ※ ふざけた質問をする
休み時間	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一人でいることが多い ○ わけもなく階段や廊下等を歩いている ○ 遊びの中で孤立しがちである ○ プロレスごっこで負けることが多い 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 集中してボールを当てられる ○ 遊びの中で、いつも同じ役をしている ※ 大声で歌を歌う ※ 仲良しでない者とトイレに行く
給食時間	<ul style="list-style-type: none"> ○ 食べ物にいたずらをされる ○ グループで食べる時、席を離している ○ その児童が配膳すると嫌がられる 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 嫌われるメニューの時に多く盛られる ※ 好きな物を級友に譲る
清掃時 その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 最後まで一人です ○ 椅子や机がぼつんと残る ○ 掲示物にいたずら、破れがある 	<ul style="list-style-type: none"> ※ さぼることが多くなる ※ 人の嫌がる仕事を一人です ※ 他の子の荷物を持って帰る

イ いじめている児童が学校で出すサイン

発見の機会	観察の視点 (特に、変化が見られる点)	
授業中	<ul style="list-style-type: none"> ○ 文具などを本人の許可もないのに勝手に使っている ○ プリントなどの配布物をわざと配らなかったり、床に落としたりする 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指名されただけで目配りし、嘲笑する ○ 後ろからイスを蹴ったり、文具等で体をつついたりしている ○ 授業の後片付けを押しつけている
休み時間	<ul style="list-style-type: none"> ○ 嫌なことを言わせたり、触らせたりする ○ 移動の際、自分の道具を持たせている 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 肩を組みに行く、遊びといいながら蹴ったり、殴ったりしている
給食時間	<ul style="list-style-type: none"> ○ 手洗いやトイレでたむろしている ○ 自分の嫌いな食べ物を押しつける 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自分の好きな食べものを無理矢理奪う
清掃時間	<ul style="list-style-type: none"> ○ 雑巾がけばかりさせている ○ 雑巾を絞らせている 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 机をわざと倒したり、机の中のものを落としたりする
放課後	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自分の用事に付き合わせる 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 待たせて一緒に帰る

(4) 家庭で分かるいじめ発見のポイント

学校は保護者から、児童の家庭での様子について、以下のような相談があったら、いじめられているのではないかと受け止め、指導に当たる。

ア いじめられている児童が家庭で出すサイン

- 衣服の汚れが見られたり、よくけがをしたりしている。
- 風呂に入りたがらなくなる。(殴られた傷跡等を見られるのを避けるため)
- 買い与えた学用品や所持品が紛失したり、壊されたりしている。
- 食欲がなくなったり、体重が減少したりする。
- 寝付きが悪かったり、夜眠れない日が続いたりする。
- 表情が暗くなり、言葉数が少なくなる。
- いらいらしたり、おどおどしたりして、落ち着きがなくなる。
- 部屋に閉じこもることが多く、ため息をついたり、涙を流したりする。
- 言葉遣いが荒くなり、親やきょうだいに反抗したり、八つ当たりしたりする。
- 親から視線をそらしたり、家族に話しかけられることを嫌がったりする。
- ナイフ(刃物)などを隠し持つことがある。
- 登校時刻になると、頭痛、腹痛、吐き気などの身体の不調を訴え、登校を渋る。
- 長期休業明けの新学期当初や連休明けの週初めに登校を渋る。
- 転校を口にしたり、学校をやめたいなどと言い出したりする。
- 家庭から品物やお金を持ち出したり、余分な金品を要求したりする。
- 親しい友人が家に来なくなり、見かけない者がよく訪ねてくる。
- 自己否定的な言動が見られ、死や非現実的なことに関心をもつ。
- 投げやりで、集中力がわかない。些細なことでも決断できない。
- ゲーム機などに熱中し、現実から逃避しようとする。

イ 「ネットいじめ」にあっている児童が家庭で出すサイン

- パソコンや携帯電話等を頻繁にチェックする、又は、全く触れようとしなくなる。
- 親が近づくと画面を切り替えたり、隠そうとしたりする。
- インターネットを閲覧した後に、動揺しているような行動をとる。
- 携帯電話等の着信音に、怯えるような態度をとる。
- 電話やメールの受信後に、そっと一人で出かけようとする。

4. いじめの再発防止のための取組

いじめを受けた児童が安心な生活を取り戻すよう継続的に見守ったり、同様のいじめを繰り返さないよう、後の指導に生かしたりするなど、適切な再発防止の措置を行う。

(1) 被害者に対して

- ・ 本人、保護者の意向を尊重した対応を進める。
- ・ 経過の確認や見守りを行い、その連絡を保護者に行う。
- ・ 心のケアに重点を置き、複数の職員で見守り、スクールカウンセラーとの面談も必要に応じて勧めていく。

(2) 加害者に対して

- ・経過の確認や見守りを行い、その連絡を保護者に行うとともに、その後の立ち直りについて協力関係を構築していく。
- ・スクールカウンセラーとの面談も視野に入れながら、自分自身を見つめ直させ、立ち直りを支援していく。

(3) 継続的な見守り

- ・いじめ事案に対応した後は、いじめを受けた児童が安心な生活を取り戻せるよう、継続的な見守りを行うことが重要である。「いじめに係る行為が止んでいる状態が少なくとも3か月継続している」、「いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないことを児童本人及び保護者との懇談等で確認できている」ことで、いじめが解消していると言える。全職員の協力の下、継続した見守りをしなければならない。

(4) いじめが「解消している」中での対応

- ・「解決したと思っていたいじめが継続していた」あるいは、「いじめる立場が逆転して再発した」等といったことが事例もあることから、経過観察は保護者とも連携して行う。さらに、解消した後もいじめ問題に係る情報を共有し続けることで、より長期的な見守りを行う。必要に応じて、いじめ問題対策チームを招集し、いじめ問題の再検討と追加支援策を検討する。

5. いじめ未然防止、早期発見・早期対応・再発防止の年間計画

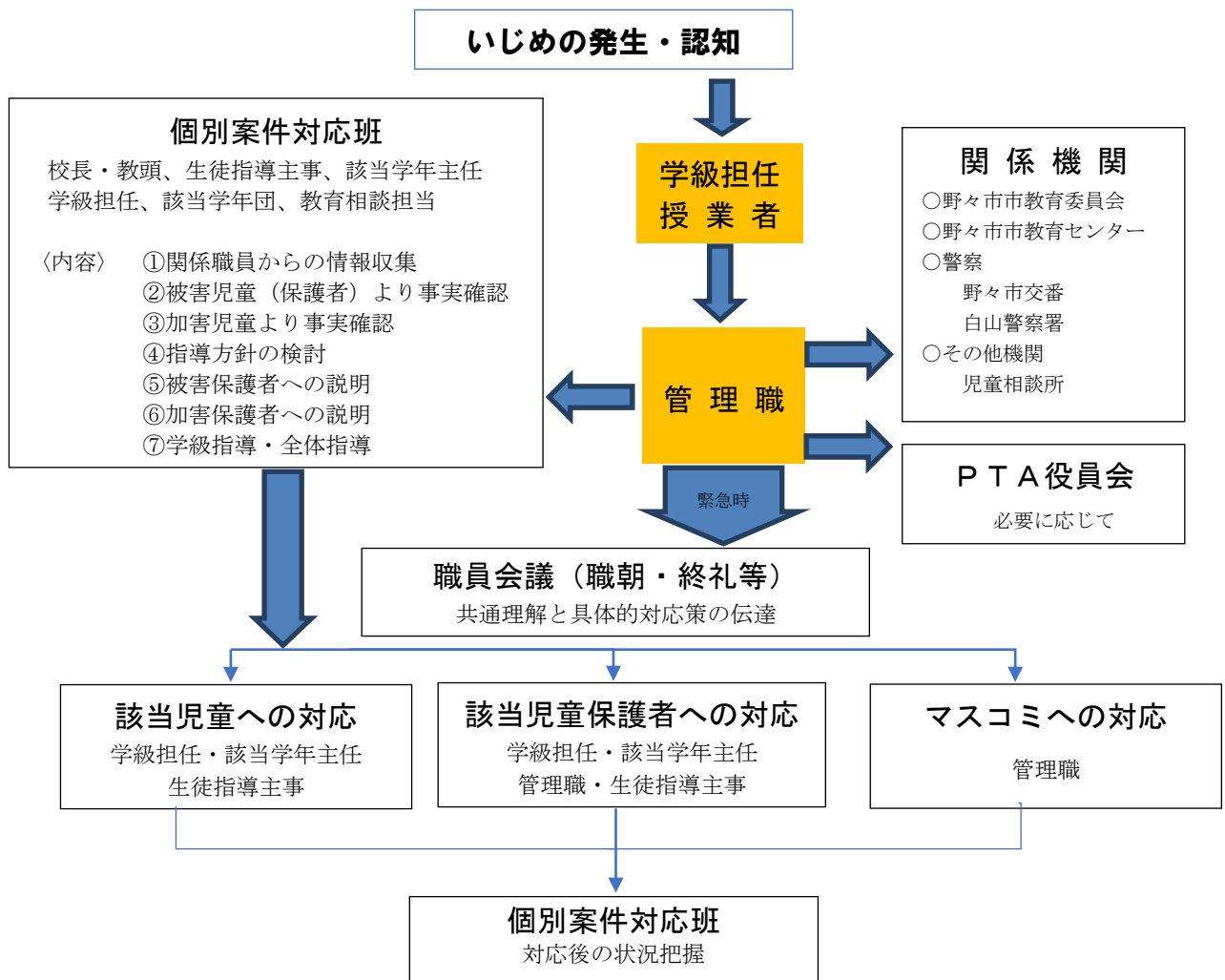
	総務	研修部	生徒指導部	特活部	その他
4月	校内体制の整備	学習規律 「聴く」「姿勢」	いじめの定義について共通理解 規範意識の醸成 いじめ問題対策会議	遠足 1年生を迎える会	教育相談日より 発行（随時）
5月	学校日より発行 （保護者啓発）		児童理解（全体会・学年会） 心と体のアンケート実施	児童会集会 宿泊体験学習（5・6年）	
6月	小中交流会（教職員） いじめ対応アドバイザー 招へい		いじめアンケート実施 児童理解（学年会）	児童会集会	明和特別支援学校 との交流（3年）
7月		基礎基本の定着	児童理解（学年会） 心と体のアンケート実施	児童会集会 平和の取組（ペア交流）	
8月			いじめの認知について共通理解 いじめ問題対策会議		
9月	学校日より発行 （保護者啓発）	「聴く」「姿勢」 「わかる」授業づくり	児童理解（学年会） 心と体のアンケート実施		明和特別支援学校 との交流（3年）
10月			児童理解（学年会） 心と体のアンケート実施	運動会 遠足	明和特別支援学校 との交流（6年）
11月	小中交流会（教職員） いじめ対応アドバイザー 招へい	「ねらいを明確にした」授 業づくり	児童理解（学年会） いじめアンケート実施 人権意識の醸成	児童会集会 （4年生発表） ペア交流	SCによる 教育プログラム（3年）
12月			児童理解（学年会） 心と体のアンケート実施	児童会集会	
1月	学校日より発行 （保護者啓発）		児童理解（学年会） 心と体のアンケート実施 いじめ問題対策会議	ペア交流	
2月	いじめ対応アドバイザー 招へい		児童理解（学年会） いじめアンケート実施	児童会集会 6年生を送る会 ありがとう旬間	幼保小との交流（1年）
3月		1年間のまとめ	児童理解（学年会） 心と体のアンケート実施		

6. いじめ問題発生時の対応

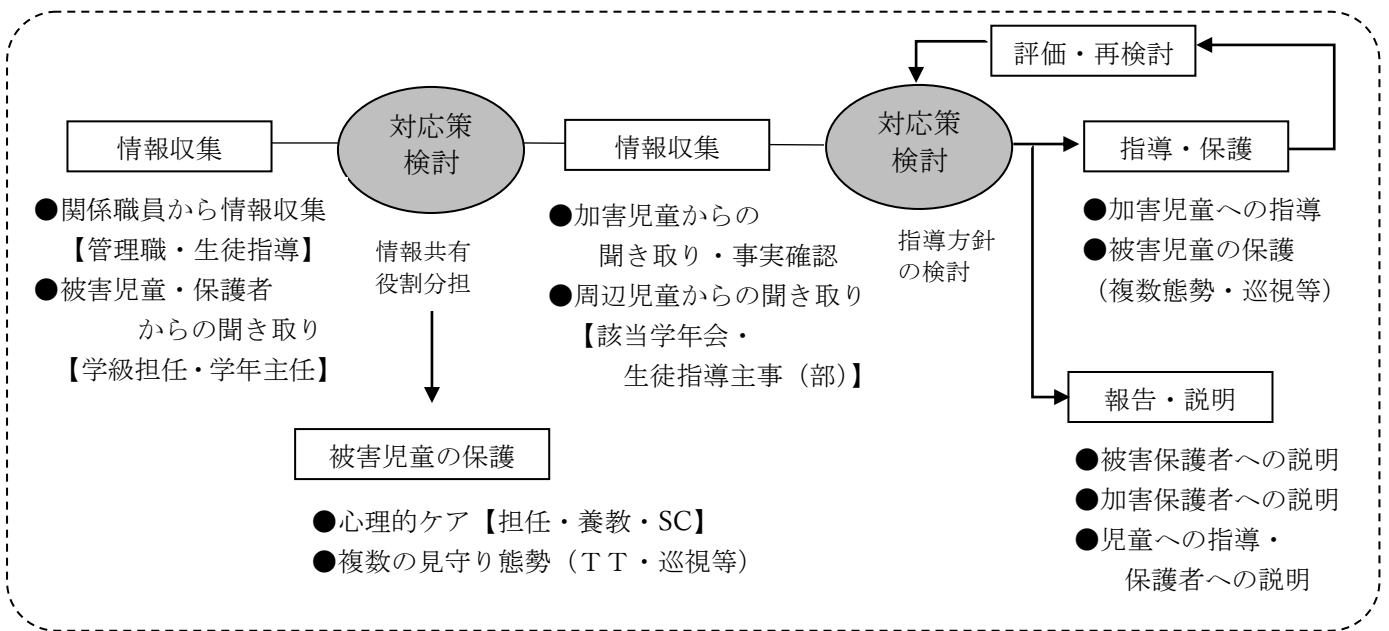
(1) 対応姿勢

- いじめの認知を担任のみの判断で行うことなく、気になる状況・情報を把握した場合には、校長・教頭・生徒指導主事・学年主任等に連絡・相談し、いじめを見逃したり、軽視したりすることのないようにする。
(学級担任のみで抱え込むことのないようにし、学年会等で、児童の状況について話し合う機会を日常的にもつ)
- 教育相談を、いじめ・問題行動が発生した後の心のケアのみにとどまることなく、積極的に児童とのコミュニケーションを図ったり、いじめ・問題行動の早期発見にいかしたりするようにする。
- いじめを発見した場合、いじめと思われる事態を把握した場合には、いじめ対策委員会を緊急招集するとともに、個別案件対応班を編成して、教職員が役割分担に応じ、速やかに、組織的に対応する。また、その結果を市教育委員会へ報告する。
- SNS やオンラインゲーム上で起きたトラブルについては、保護者の責任のもと、関係児童やその保護者と協力して対応にあたる。また、適宜警察等、関係機関との連携を図る。
- 各種会合等を活用して、PTA 役員会、学校評議員会、地区委員・育成委員、町会長等地域関係団体からの情報を得て、いじめの早期発見・対応に生かす。

(2) いじめ対応マニュアル



個別案件対応班の動き



(3) 児童や保護者への対応

ア いじめられている児童への対応

- ・必ず守り通すという姿勢及び安全・安心を確保するための具体的な対応を明確に示し、安心させるとともに、教職員の誰かが必ず相談相手になることを理解させる。
- ・決して一人で悩まずに、友人や保護者、教職員等誰かに相談すべきことを十分指導する。
- ・いじめの事実関係を正しく把握することが必要であるが、その場合、冷静に、じっくりと児童の気持ちを受容し、共感的に受け止め、心の安定を図る。
- ・いじめた児童の謝罪だけで、問題が解決したなどという安易な考えをもたずに、その後の行動や心情をきめ細かく継続して見守る。
- ・児童の長所を積極的に見つけ、認めるとともに、自ら進んで取り組めるような活動を通して、やる気を起こさせ、自信をもたせる。

イ いじめている児童への対応

- ・頭ごなしにしかるのではなく、いじめられている児童の心理的・肉体的苦痛を十分理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・いじめを見ていた児童からも詳しく事情を聴き、実態をできるだけ正確に把握する。
- ・いじめた児童が、どんなことがいじめであるのか分かっていない場合も考えられるので、自らの行為がいじめに当たることを十分に理解させたいうえで指導に当たる。
- ・保護者に対して、いじめの事実と指導内容や指導後の本人の様子などを明確に伝え、協力して見守っていくことを共通理解する。
- ・いじめが解決したと見られる場合でも、教師の気づかないところで陰湿ないじめが続いていることも少なくないので、そのときの指導によって、解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。

ウ いじめられている児童の保護者への対応

- ・いじめの訴えはもちろんのこと、どんな些細な相談でも真剣に受け止めて、誠意ある対応に心がける。
- ・家庭訪問をしたり、来校を求めたりして話し合いの機会を早急にもつ。その際、不安と動揺の心で来校する保護者の気持ちを十分に受け止めて、対応策について協議する。また、学校として、いじめられている児童を守り通すことを十分伝える。
- ・いじめについて、学校が把握している実態や経緯等を隠さずに保護者に伝える。
- ・学校での様子について、その都度家庭に連絡するとともに、必要に応じ個別の面談や家庭訪問を行うなど、解決するまで継続的に保護者と連携を図る。

エ いじめている保護者への対応

- ・いじめの事実を正確に伝え、いじめられている児童や保護者の辛く悲しい気持ちに気づかせる。
- ・教師が仲介役になり、いじめられている児童の保護者と協力して、いじめを解決するため保護者同士が理解し合うように要請する。
- ・いじめは絶対に正当化できないものであるという毅然とした学校側の姿勢を示すとともに、家庭でも十分言い聞かせてもらうよう要請する。
- ・児童の変容を図るために、児童との今後の関わり方や家庭教育の見直し等について、本人や保護者と一緒に考え、具体的に助言する。

(4) 重大事態への対処

ア 重大事態の意味

重大事態とは、法第 28 条において以下のように定義される。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当な期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき

なお、児童生徒の生命、心身、又は財産に重大な被害が生じる場合とは、

- ・児童生徒が自殺を企画した場合・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合・精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定される。
- ・相当な期間については、国の基本方針では不登校の定義を踏まえ、年間 30 日間を目安としている。ただし、日数だけではなく、児童生徒の状況等、個々のケースを十分把握する必要がある。
- ・児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態であるにとらえる必要がある。

イ 重大事態の報告

- ・学校は重大事態と思われる案件が発生した場合には直ちに教育委員会に報告する。

ウ 調査の趣旨及び調査主体

- ・調査は重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。
- ・学校は、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ、だれから行われ、どのような態様

であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったのか、教職員がどのように対応したかなどの事実関係を明確にする。

- ・学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分に結果が得られないと判断された場合や、学校の教育活動に支障が生じる恐れがある場合には、教育委員会が調査を実施する。

エ 調査結果の提供及び報告

- ・学校は教育委員会の指導の下、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について説明する。
- ・学校は、教育委員会に調査結果を報告する。